

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例新旧対照表

改正		現行		備考
(市町が処理する事務の範囲等) 第二条(略)				
事務	市町	事務	市町	
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可</p> <p>(二) 法第八条第四項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に関する告示及び縦覧</p> <p>(三) 法第八条第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に関する市町村長への通知及び意見の聴取</p> <p>(4)～(40) 略</p> <p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理</p> <p>(二) 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告</p> <p>(三) 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知</p> <p>(4)～(16) 略</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び<b>安芸太田町</b>、<b>安芸高田市</b>、<b>坂町</b>及び<b>安芸太田町</b>については、(三)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>	<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可</p> <p>(二) 法第八条第四項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に関する告示及び縦覧</p> <p>(三) 法第八条第五項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設の設置等に関する市町村長への通知及び意見の聴取</p> <p>(4)～(40) 略</p> <p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(一) 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理</p> <p>(二) 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告</p> <p>(三) 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知</p> <p>(4)～(16) 略</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p>	<p>二十の二 一般廃棄物事務について、安芸高田市及び世羅高原町を追加 産業廃棄物事務について、神石高原町を追加</p> <p>二十一の四 浄化槽事務について、安芸太田町と神石高原町を追加</p>